

# 内部統制に関わる各種委員会の関係性の整理(案)

## 規程(現行)

規程において、各委員会の報告義務などの規定なし。

○内部統制に関する委員会(組織運営規則第42条第2項)

内部統制委員会	・センターにおける内部統制全体の総括 ・方針策定及び重要事項の審議
リスク管理委員会	・センターにおける重要なリスクの把握・分析・評価、改善対策の推進・進捗管理についての審議
コンプライアンス委員会	・センターのコンプライアンスに関する重要方針・施策・体制の決定及び法令等に違反する行為等についての審議



## 規程(改正案)

○内部統制に関する委員会(組織運営規則第42条第2項)

内部統制委員会	・センターにおける内部統制全体の総括 ・方針策定及び重要事項の審議 <b>・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会の年度方針の審議及び年度方針に基づいた活動報告の確認</b>
リスク管理委員会	・センターにおける重要なリスクの把握・分析・評価、改善対策の推進・進捗管理についての審議
コンプライアンス委員会	・センターのコンプライアンスに関する重要方針・施策・体制の決定及び法令等に違反する行為等についての審議

## 整理案

内部統制委員会において、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会の年度方針の審議及び年度方針に基づいた活動報告を確認することにより、当該年度の内部統制全体について総括する。

